

弟子屈町エゾ鹿捕獲事業に係る奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エゾ鹿による農作物の被害防止を図り、かつ効果的な捕獲を実施するため、捕獲事業に従事する北海道猟友会弟子屈支部会員（以下「捕獲事業者」という。）に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で奨励金を交付する。

(奨励金の対象及び奨励金の額)

第2条 奨励金は、北海道猟友会弟子屈支部が制定した有害鳥獣捕獲要領（平成6年3月30日施行）に基づいた捕獲従事者に交付する。

2 奨励金の額は、エゾ鹿1頭に対し4,000円とする。

(申請)

第3条 北海道猟友会弟子屈支部長は、奨励金の交付を受けようとする捕獲従事者を代表し、奨励金の交付申請書を弟子屈町鹿対策協議会長に提出しなければならない。

2 北海道猟友会弟子屈支部長は、申請書に捕獲従事者の捕獲内容等その他必要書類を添えて、弟子屈町鹿対策協議会長に提出するものとする。

(交付の決定)

第4条 弟子屈町鹿対策協議会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨励金を交付すべきと認めるときは交付の決定をする。

2 弟子屈町鹿対策協議会長は、前条の規定により奨励金の交付を決定したときは、その内容を北海道猟友会弟子屈支部長へ通知するものとする。

(奨励金の交付)

第5条 奨励金は、弟子屈領有会弟子屈支部長に対し、支部長は速やかに捕獲従事者に交付しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、弟子屈町鹿対策協議会長が別に定める。

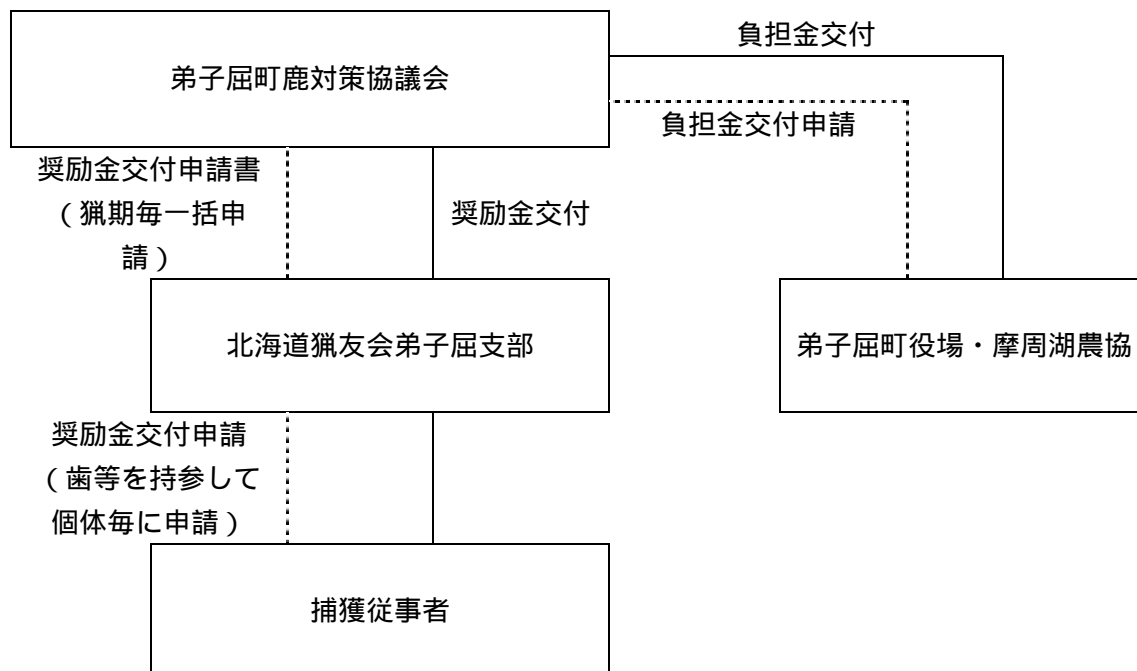
附 則

この要綱は平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成11年12月27日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

事務処理要領



- ア、鹿対策協議会会長は猟期毎の捕獲実績に基づき、弟子屈町、摩周湖農協からの負担金を受けて、奨励金を交付する。
- イ、捕獲従事者は、捕獲した鹿の歯（第1切歯2本）または尾、足（4本）、耳（2個）の中から鹿対策協議会会長が指定した物（以下「歯等」という。）を猟友会事務局に持参し奨励金交付申請の事務手続きをする。1個体1申請とすること。
- ウ、猟友会事務局は、歯等により確認し、提出された申請書の内容を審査の上受理し、確認印を押印する。
- エ、猟友会支部長は、一捕獲期間終了後、歯等を添付した奨励金交付申請書を取りまとめの上、鹿対策協議会会長へ申請するものとする。
- オ、鹿対策協議会会長は、申請書の内容審査の上、猟友会支部長へ奨励金の交付をするとともに、その内容を猟友会支部長に通知するものとする。歯等は審査後処分するものとする。
- カ、猟友会支部長は、鹿対策協議会会長から受けた奨励金は、遅滞することなく捕獲従事者に交付するものとする。